

2 自動車関係資料

自動車排出ガス規制値

○新車の自動車排出ガス規制値

種別	新短期規制				新長期規制				ポスト新長期規制				備考								
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値									
ガソリン・LPG車	乗用車	10・15モード(g/km)	CO	平成12年	1.27(0.67)	コンバインモード(g/km)※3	CO	平成17年	1.92(1.15)	コンバインモード(g/km)※NOx触媒付直噴車に限る	CO	平成21年	1.92(1.15)								
			HC		0.17(0.08)				NMHC				0.08(0.05)	0.08(0.05)							
			NOx		0.17(0.08)								NOx	0.08(0.05)							
		11モード(g/test)	CO		31.1(19.0)		NOx		0.08(0.05)		PM		0.007(0.005)								
			HC		4.42(2.20)																
			NOx		2.50(1.40)																
	軽自動車	10・15モード(g/km)	CO	平成14年	5.11(3.30)	コンバインモード(g/km)	CO	平成19年	6.67(4.02)	コンバインモード(g/km)※NOx触媒付直噴車に限る	CO	平成21年	6.67(4.02)								
			HC		0.25(0.13)				NMHC				0.08(0.05)	0.08(0.05)							
			NOx		0.25(0.13)								NOx	0.08(0.05)							
		11モード(g/test)	CO		58.9(38.0)		NOx		0.08(0.05)		PM		0.007(0.005)								
			HC		6.40(3.50)																
			NOx		3.63(2.20)																
	トラック・バス	軽量車(GVV≦1.7t)	10・15モード(g/km)	CO	平成12年	1.27(0.67)	コンバインモード(g/km)	CO	平成17年	1.92(1.15)	コンバインモード(g/km)※NOx触媒付直噴車に限る	CO	平成21年	1.92(1.15)							
				HC		0.17(0.08)				NMHC				0.08(0.05)	0.08(0.05)						
				NOx		0.17(0.08)								NOx	0.08(0.05)						
		11モード(g/test)	CO	31.1(19.0)		NOx		0.08(0.05)		PM		0.007(0.005)									
			HC	4.42(2.20)																	
			NOx	2.50(1.40)																	
	中量車(1.7t<GVV≦3.5t)	10・15モード(g/km)	CO	平成13年	3.36(2.10)	コンバインモード(g/km)	CO	平成17年	4.08(2.55)	コンバインモード(g/km)※NOx触媒付直噴車に限る	CO	平成21年	4.08(2.55)								
			HC		0.17(0.08)				NMHC				0.08(0.05)	0.08(0.05)							
			NOx		0.25(0.13)								NOx	0.10(0.07)							
	11モード(g/test)	CO	38.5(24.0)		NOx		0.10(0.07)		PM		0.009(0.007)										
		HC	4.42(2.20)																		
		NOx	2.78(1.60)																		
重量車(3.5t<GVV)	G13モード(g/kWh)	CO	平成13年	26.0(16.0)	JE05モード(g/kWh)	CO	平成17年	21.3(16.0)	JE05モード(g/kWh)※NOx触媒付直噴車に限る	CO	平成21年	21.3(16.0)									
		HC		0.99(0.58)				NMHC				0.31(0.23)	0.31(0.23)								
		NOx		2.03(1.40)								NOx	0.9(0.7)								
ディーゼル車	乗用車	10・15モード(g/km)		CO		平成14年		0.98(0.63)		コンバインモード(g/km)		CO	平成17年	0.84(0.63)	コンバインモード(g/km)	CO	平成21年	0.84(0.63)			
				HC				0.24(0.12)				MNHC		0.032(0.024)		MNHC		0.032(0.024)			
				NOx				0.43(0.28)				NOx		0.19(0.14)		NOx		0.11(0.08)			
			PM	0.11(0.052)	PM		0.007(0.005)														
			トラック・バス	軽量車(GVV≦1.7t)	10・15モード(g/km)		CO	平成14年	0.98(0.63)		コンバインモード(g/km)	CO		平成17年		0.84(0.63)		コンバインモード(g/km)	CO	平成21年	0.84(0.63)
							HC		0.24(0.12)			NMHC				0.032(0.024)			NMHC		0.032(0.024)
	NOx	0.43(0.28)				NOx	0.19(0.14)		NOx	0.11(0.08)											
	11モード(g/test)	CO		0.98(0.63)	PM	0.017(0.013)	PM		0.007(0.005)												
		HC		0.24(0.12)																	
		NOx		0.43(0.28)																	
	中量車(1.7t<GVV≦3.5t)	10・15モード(g/km)	CO	平成15年	0.98(0.63)	コンバインモード(g/km)	CO	平成17年	0.84(0.63)	コンバインモード(g/km)	CO	平成21年	0.84(0.63)								
			HC		0.24(0.12)		NMHC		0.032(0.024)		NMHC		0.032(0.024)								
			NOx		0.68(0.49)				NOx				0.33(0.25)	NOx	0.20(0.15)						
		11モード(g/test)	CO		0.12(0.06)		PM		0.020(0.015)		PM		0.009(0.007)								
			HC		0.24(0.12)																
			NOx		0.68(0.49)																
	重量車(3.5t<GVV)	D13モード(g/kWh)	CO	平成15年 平成16年	3.46(2.22)	JE05モード(g/kWh)	CO	平成17年	2.95(2.22)	JE05モード(g/kWh)	CO	平成21年 平成22年	2.95(2.22)								
			HC		1.47(0.87)		NMHC		0.23(0.17)		NMHC		0.23(0.17)								
			NOx		4.22(3.38)				NOx				2.7(2.0)	NOx	0.9(0.7)						
		PM	PM		0.35(0.18)		PM		0.036(0.027)		PM		0.013(0.010)								

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 規制値 1.27(0.67)とは、1台あたりの上限値 1.27、型式あたりの平均値 0.67を示す。

※3 コンバインモードとは、

平成17年(2005年)からは10・15モードの測定値に0.88を乗じた値と11モードの測定値に0.12を乗じた値との和で算出される値

平成20年(2008年)からは10・15モードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

平成23年(2011年)からはJC08Hモードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

※4 ディーゼル車トラック・バスの重量車のうち、車両総重量2.5t<GVV≦12tについては平成15年10月1日から、車両重量12t<GVVについては平成16年10月1日から適用される。

種別		従来規制				現行(次期)規制				備考			
		試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値				
二輪車	第一種原動機付自転車	4サイクル	二輪車 (g/km)	平成10年	CO	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	18年、19年からの二輪車の試験モードは冷始動に変更。		
					HC	(2.00)				HC		(0.50)	
					NOx	(0.30)						NOx	(0.15)
		2サイクル	二輪車 (g/km)	平成10年	CO	(8.00)		二輪車 (g/km)	CO	平成19年			(2.0)
					HC	(3.00)							HC
					NOx	(0.10)						NOx	
	第二種原動機付自転車	4サイクル	二輪車 (g/km)	平成11年	CO	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	(2.0)			
					HC	(2.00)				HC			(0.50)
					NOx	(0.30)						NOx	(0.15)
	2サイクル	二輪車 (g/km)	平成11年	CO	(8.00)	二輪車 (g/km)		CO	平成19年	(2.0)			
				HC	(3.00)					HC			(0.30)
				NOx	(0.10)							NOx	(0.15)
	軽二輪自動車	4サイクル	二輪車 (g/km)	平成10年	CO	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)			
					HC	(2.00)				HC			(0.30)
					NOx	(0.30)						NOx	(0.15)
		2サイクル	二輪車 (g/km)	平成10年	CO	(8.00)		二輪車 (g/km)	CO	平成19年			2.7(2.0)
					HC	(3.00)							HC
					NOx	(0.10)						NOx	
小型二輪自動車	4サイクル	二輪車 (g/km)	平成11年	CO	20.0(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	2.7(2.0)				
				HC	2.93(2.00)				HC	0.40(0.30)			
				NOx	0.51(0.30)					NOx	0.20(0.15)		
	2サイクル	二輪車 (g/km)	平成11年	CO	14.4(8.00)		二輪車 (g/km)	CO	平成19年		2.7(2.0)		
				HC	5.26(3.00)						HC	0.40(0.30)	
				NOx	0.14(0.10)					NOx		0.20(0.15)	
ディーゼル特殊自動車	定格出力19kW以上37kW未満のもの	8モード (g/kWh)	平成19年	CO	6.50(5.00)	NRTCモード8モード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5(5.0)				
				HC	1.33(1.00)				NMHC		0.9(0.7)		
				NOx	7.98(6.00)					NOx	5.3(4.0)		
				PM	0.53(0.40)						PM	0.04(0.03)	
	定格出力37kW以上56kW未満のもの	8モード (g/kWh)	平成20年	CO	6.50(5.00)	NRTCモード8モード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5(5.0)				
				HC	0.93(0.70)				NMHC	0.9(0.7)			
				NOx	5.32(4.00)					NOx		5.3(4.0)	
				PM	0.40(0.30)						PM	0.025(0.033)	
	定格出力56kW以上75kW未満のもの	8モード (g/kWh)	平成20年	CO	6.50(5.00)	NRTCモード8モード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5(5.0)				
				HC	0.93(0.70)				NMHC	0.25(0.19)			
				NOx	5.32(4.00)					NOx		4.4(3.3)	
				PM	0.33(0.25)						PM	0.03(0.02)	
	定格出力75kW以上130kW未満のもの	8モード (g/kWh)	平成19年	CO	6.50(5.00)	NRTCモード8モード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5(5.0)				
				HC	0.53(0.40)				NMHC	0.25(0.19)			
				NOx	4.79(3.60)					NOx		4.4(3.3)	
				PM	0.27(0.20)						PM	0.03(0.02)	
	定格出力130kW以上560kW未満のもの	8モード (g/kWh)	平成18年	CO	4.55(3.50)	NRTCモード8モード (g/kWh)	CO	平成23年	4.6(3.5)				
				HC	0.53(0.40)				NMHC	0.25(0.19)			
				NOx	4.79(3.60)					NOx		2.7(2.0)	
				PM	0.23(0.17)						PM	0.03(0.02)	
ガソリンLPG特殊自動車	定格出力19kW以上560kW未満のもの					7モード (g/kWh)	CO	平成19年	26.6(20.0)				
									HC	0.80(0.60)			
										NOx		0.80(0.60)	

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 規制値 20.0(13.0)とは、1台あたりの上限値 20.0、型式あたりの平均値 13.0を示す。

3 水質汚濁関係資料

(1) 水質汚濁法に基づく届出状況

(表 1 - 1) 業種別工場又は事業場の数 (水質汚濁防止法)

平成 23 年 3 月末現在

業種	地区								
	合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
合 計	627	155	5	42	165	94	87	79	
食 料 品 製 造 業	54	15	0	4	16	8	9	2	
紙 加 工 品 製 造 業	1	1	0	0	0	0	0	0	
化 学 工 業	37	36	0	0	1	0	0	0	
石 油 製 品 製 造 業	4	4	0	0	0	0	0	0	
鉄 鋼 業	6	6	0	0	0	0	0	0	
金 属 製 品 製 造 業	41	18	1	4	13	0	3	2	
電 気 機 械 器 具 製 造 業	11	4	0	0	3	0	1	3	
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	2	0	0	0	0	2	0	0	
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	21	9	0	2	8	0	0	2	
そ の 他 の 製 造 業	1	0	0	0	1	0	0	0	
洗 濯 業	142	0	0	11	43	25	38	25	
そ の 他	307	62	4	21	80	59	36	45	

(表 1 - 2) 排水量規模特定事業場数

平成 23 年 3 月末現在

排水規模		地区								
		合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
合 計		627 (114)	155 (51)	5 (2)	42 (6)	165 (27)	94 (6)	87 (12)	79 (10)	
内	50m ³ /日未満	563 (81)	98 (23)	3 (1)	41 (5)	164 (26)	92 (5)	87 (12)	78 (9)	
	50~400m ³ /日未満	18 (8)	14 (6)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	
訳	400m ³ /日以上	46 (25)	43 (22)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	

(注) : () 内の値は、有害物質を使用する事業場数

(表 1 - 3) 特定施設別特定事業場数

平成 23 年 3 月末現在

	代表特定施設又は代表特定施設に係る業種	特定事業場数					
		50m ³ 以上		50m ³ 未満		合計	
			有害物質		有害物質		有害物質
1	鉱業・水洗炭業						
1の2	畜産農業			6		6	
2	畜産食料品製造業			7		7	
3	水産食料品製造業						
4	保存食料品製造業						
5	みそ・しょうゆ・食用アミノ酸・グルタミン酸・ソース・ソーダ・食酢製造業	1		1		2	
6	小麦粉製造業						
7	砂糖製造業						
8	パン・菓子製造業・製あん業						
9	米菓製造業・こうじ製造業			1		1	
10	飲料製造業			1		1	
11	動物系飼料・有機肥料製造業			1		1	
12	動植物油脂製造業						
13	イースト製造業						
14	でん粉・加工でん粉製造業						
15	ぶどう糖・水あめ製造業						
16	めん類製造業			2		2	
17	豆腐・煮豆製造業			31		31	
18	インスタントコーヒー製造業						
18の2	冷凍調理食品製造業						
18の3	たばこ製造業						
19	紡績業、繊維製品の製造・加工業			3		3	
20	洗毛業						
21	化学繊維製造業						
21の2	般製材業・木材チップ製造業						
21の3	合板製造業						
21の4	パーティクルボード製造業						
22	木材薬品処理業						
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	1				1	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業			5	3	5	3
24	化学肥料製造業	1	1			1	1
25	か性ソーダ・か性カリ製造業						
26	無機顔料製造業						
27	その他の無機化学工業製品製造業	1		1	1	2	1
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業						
29	コールタール製品製造業						
30	発酵工業						
31	メタン誘導品製造業						
32	有機顔料・合成染料製造業						
33	合成樹脂製造業	10	2	2	1	12	3
34	合成ゴム製造業	2	2			2	2
35	有機ゴム薬品製造業						
36	合成洗剤製造業	1				1	
37	その他の石油化学工業	9	7	1		10	7
38	石けん製造業						
39	硬化油製造業						
40	脂肪酸製造業						
41	香料製造業						
42	ゼラチン・にかわ製造業						
43	写真感光材料製造業						
44	天然樹脂製品製造業						

○参考資料○

45	木材化学工業						
46	その他の有機化学工業製品製造業	3	1	2		5	1
47	医薬品製造業			1	1	1	1
48	火薬製造業						
49	農薬製造業						
50	試薬製造業						
51	石油精製業	3	3			3	3
51の2	自動車タイヤ・チューブ・ゴムホース、工業用ゴム、更生タイヤゴム板製造業						
51の3	医薬用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋、糸ゴム、ゴムバンド製造業						
52	皮革製造業						
53	ガラス・ガラス製品製造業	2	2	3	1	5	3
54	セメント製品製造業						
55	生コンクリート製造業			18	2	18	2
56	有機質砂かべ材製造業						
57	人造黒鉛電極製造業						
58	窯業原料精製業			2		2	
59	砕石業						
60	砂利採取業						
61	鉄鋼業	4	3	3	1	7	4
62	非鉄金属製造業						
63	金属製品製造業・機械器具製造業	1		10	3	11	3
63の2	空きびん卸売業						
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設						
64	ガス供給業・コークス製造業						
64の2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水			4	2	4	2
65	酸・アルカリによる表面処理施設	4	2	32	10	36	12
66	電気めっき施設	1	1	13	8	14	9
66の2	旅館業			13		13	
66の3	共同調理場						
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業	1		7		8	
66の5	飲食店			1		1	
66の6	そば店・うどん店・すし店・喫茶店						
66の7	料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ						
67	洗たく業			142	27	142	27
68	写真現像業			12		12	
68の2	病院			5	1	5	1
69	と畜業・死亡獣畜取扱業						
69の2	中央卸売市場	1	1			1	1
69の3	地方卸売市場						
70	廃油処理施設						
70の2	自動車分解整備事業			3		3	
71	自動式車両洗淨施設	1		114		115	
71の2	研究・試験・検査・専門教育機関	2	2	54	12	56	14
71の3	一般廃棄物処理施設			4	3	4	3
71の4	産業廃棄物処理施設	1	1	7	3	8	4
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗淨施設			4		4	
71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる蒸留施設			1	1	1	1
72	し尿処理施設	1		5		6	
73	下水道終末処理施設	4	3			4	3
74	共同処理施設	5	1	4	1	9	2
	指定地域特定施設	4	1	36		40	1
	合 計	64	33	563	81	627	114

(2) 河川・海域環境調査地点及び測定項目

調査項目	生活環境項目											健康項目																										
	水素イオン濃度	溶存酸素量	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	ノロウイルス抽出物質	全窒素	全リン	全亜鉛 ※1	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2ジクロロエタン	1,1ジクロロエチレン	シス1,2ジクロロエチレン	1,1,1トリクロロエタン	1,1,2トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4ジオキサン		
測定地点																																						
* 三沢川 ・ 一の橋	24	24	24	24	24	12	4	24	24	12	4	4	4	4	4	2	2	4	2	2	2	4	2	4	4	4	2	2	2	2	2	2	12	4	4	2		
* 二ヶ領本川 ・ 堰前橋	24	24	24	24	24	12	4	24	24	12	4	4	4	4	4	2	2	4	2	2	2	4	2	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	12	4	4	2	
* 平瀬川 ・ 平瀬橋 (人道橋)	24	24	24	24	24	12	4	24	24	12	4	4	4	4	4	2	2	4	2	2	2	4	2	4	4	4	2	2	2	2	2	2	12	4	4	2		
* 麻生川 ・ 耕地橋	24	24	24	24	24	12	4	24	24	12	4	4	4	4	4	2	2	4	2	2	2	4	2	4	4	4	2	2	2	2	2	2	12	4	4	2		
* 真福寺川 ・ 水車橋前	24	24	24	24	24	12	4	24	24	12	4	4	4	4	4	2	2	4	2	2	2	4	2	4	4	4	2	2	2	2	2	2	12	4	4	2		
二ヶ領用水 円筒分水下流	12	12	12	12	12			6	6		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
二ヶ領用水 宿河原線	12	12	12	12	12			6	6																								12					
五反田川 ・ 追分橋	12	12	12	12	12			6	6																													
片平川 ・ 片平橋下	12	12	12	12	12			6	6																													
有馬川 ・ 五月橋	12	12	12	12	12			6	6																													
渋川 ・ 渋川橋	12	12	12	12	12			6	6																													
登戸排水路	4	4	4	4	4			4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
六ヶ村掘下水路	4	4	4	4	4			4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
宮内下水路	4	4	4	4	4			4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
矢上川 ・ 大日橋	4	4	4	4	4			4	4																													
矢上川 ・ 日吉橋	4	4	4	4	4			4	4																													
三沢川 ・ 下村橋下	4	4	4	4	4			4	4																													
二ヶ領本川 ・ 親水公園内	4	4	4	4	4			4	4																													
山下川 ・ 合流前	4	4	4	4	4			4	4																													
二ヶ領本川 ・ 南橋	4	4	4	4	4			4	4																													
二ヶ領用水 宿河原線	4	4	4	4	4			4	4																													
前川堀 ・ 合流前	4	4	4	4	4			4	4																													
二ヶ領用水 円筒分水下流	4	4	4	4	4			4	4																													
平瀬川 ・ 支川合流後	4	4	4	4	4			4	4																													
平瀬川 ・ 中之橋	4	4	4	4	4			4	4																													
麻生川 ・ 山口橋	4	4	4	4	4			4	4																													
* 矢上川 ・ 矢上川橋											2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
* 浮島沖	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12		2	
* 東扇島沖	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12		2	
* 京浜運河千鳥町	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12		2	
* 東扇島防波堤西	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12		2	
* 京浜運河扇町	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12		2	
* 扇島沖	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12		2	
末広運河先	4	4	4	4	4	2	2	4	4		2	2	2	2	2	2		2				2		2	2	2									2			
大師運河先	4	4	4	4	4	2	2	4	4		2	2	2	2	2	2		2				2		2	2	2									2			
夜光運河先	4	4	4	4	4	2	2	4	4		2	2	2	2	2	2		2				2		2	2	2									2			
桜堀運河先	4	4	4	4	4	2	2	4	4		2	2	2	2	2	2		2				2		2	2	2									2			
池上運河先	4	4	4	4	4	2	2	4	4		2	2	2	2	2	2		2				2		2	2	2									2			
南渡田運河先	4	4	4	4	4	2	2	4	4		2	2	2	2	2	2		2				2		2	2	2									2			

注) 表の数字は本市の実施した年間の測定回数を示す。

*は測定計画地点(なお、矢上川・矢上川橋については国土交通省が要監視項目以外の項目について測定を実施している)

■ : は2層(上層、下層) について測定を実施している。

※1は、水生生物環境基準項目、※2は、水生生物保全に係る要監視項目

特殊項目		要 監 視 項 目																								そ の 他 の 項 目																						
フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	クロロホルム ※2	トランス1,2ジクロロエチレン	1,2ジクロロベンゼン	pジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	E P N	ジクロルボス	イプロベンホス	フェノブカルブ	トルエン	クロルニトロフェン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	モリブデン	アンチモン	ニッケル	フェノール ※2	ホルムアルデヒド ※2	塩化ビニル	エピクロロヒドリン	ウラン	全マンガン	アンモニア性窒素	磷酸態燐	電気伝導率	塩化物イオン	塩分	陰イオン界面活性剤	非イオン界面活性剤	蛍光増白剤	有機炭素	クロロフィルa	T P T	T B T	糞便性大腸菌			
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	12	12	24	24					2	2	2	2				4	
2	2	2	2	2												2											2						12	12	24	24					2	2	2	2				4
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	12	12	24	24					2	2	2	2				4	
2	2	2	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	12	12	24	24					2	2	2	2				4	
2	2	2	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	24	24					2	2	2	2				4		
																																								6	2	2	2	2				
																																		12				6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						
																																						6	2	2	2	2						

4 騒音・振動関係資料

(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の 類型	該 当 地 域	基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq,T}$ ）	
		昼間 （午前 6 時から 午後 10 時まで）	夜間 （午後 10 時から 午前 6 時まで）
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq,T}$ ）	
	昼間（午前 6 時から 午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から 翌日午前 6 時まで）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考・車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・地域の類型は、騒音に係る環境基準（一般地域）によるものとする。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq,T}$ ）	
昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時まで）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

備考 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

(1) 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）

(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(2) 自動車騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル L_{Aeq})

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から翌日 の午前6時まで
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) a区域：第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 その他の地域

c区域：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次のとおりとする。

(等価騒音レベル L_{Aeq})

昼間	夜間
75 デシベル	70 デシベル

(3) 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分	
	該当地域	昼間	夜間
		8時から19時	19時から8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、無指定	65	60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

類型	基準値	地域
I	70 以下	下記に掲げる地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種住居低層専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに未指定地域
II	75 以下	下記に掲げる地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

※類型の当てはめをする地域

新幹線鉄道の本線の線路の中心線から両側それぞれ400メートル以内の地域（多摩川橋りょうの周辺地域については、橋りょうの県寄りの先端の線路の中心から半径600メートルの円内の地域）。ただし、工業専用地域並びに河川法に定める河川区域を除く。

(5) 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）

指針

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び振動防止対策を講ずること。

（ここでいう補正加速度レベルは、振動レベルと同一のものである。）

5 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況（平成23年3月末現在）

(1) 特定工場数

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
大気関係	23	0	0	1	0	2	4	30
水質関係	17	1	0	1	0	0	2	21

(2) 特定施設数

ア 大気関係

別表番号	特定施設の種類の種類	施設数	
1	焼結鉱の製造用焼結炉	1	
2	製鋼用電気炉	4	
3	亜鉛の回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	0	
4	アルミニウム合金の製造用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	0	
5	廃棄物焼却炉 （火床面積が0.5㎡以上又は 焼却能力合計が50kg/時以上）	4t/時以上	24
		2t/時～4t/時未満	6
		2t/時未満	24
合計		59	

イ 水質関係

（別表番号1～19のうち、本市に届出されている施設のみを掲載）

別表番号	特定施設の種類の種類	施設数
15	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	5
15イ	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	21
15ロ	廃棄物焼却炉に係る湿式集じん施設	13
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	2
	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	24
18	第1号から前号まで及び次号に掲げる施設の下水道終末処理施設	5
19	水質基準対象施設を設置する工場等から排出される水の処理施設	0
合計		70

6 公害防止管理者等選任届出状況

平成 22 年 10 月 1 日

業 種	区分	工場 数	公害 防止 統括 者	公害 防止 主任 管理者	公 害 防 止 管 理 者													
					合 計	大気関係				水質関係				粉 じん 関 係	騒 音 関 係	振 動 関 係	ダ イ オ キ シ ン 関 係	
						第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種					
食料品製造業		2	1	1	3	1	0	1		1	0	0	0	0	0	0	0	
パルプ・紙・紙加工品製造業		1	1		2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
印刷・同関連業		1	1		1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
化学工業		28	28	8	71	21	1	8	2	26	3	4	6	0	0	0	0	
石油製品・石炭製品製造業		7	7	3	10	2	0	3	1	2	0	1	0	1	0	0	0	
窯業・土石製品製造業		9	6		11	1	0	1	0	1	1	0	0	7	0	0	0	
鉄鋼業		10	10	2	20	2	0	8	2	1	1	3	0	1	0	0	2	
非鉄金属製造業		1			1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属製品製造業		21	11		27	0	0	0	2	1	12	0	0	0	5	7	0	
はん用機械器具製造業		5	5		7	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	2	0	
業務用機械器具製造業		2	1		2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	
電気機械器具製造業		14	13		16	0	0	1	3	0	2	0	0	0	5	5	0	
輸送用機械器具製造業		4	4		9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	4	0	
その他の製造業		3	2		3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
電気業		6	5		6	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熱供給業		1			1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計		115	95	14	190	31	2	27	15	32	24	9	6	9	15	18	2	
						75				71								

7 川崎市公害防止生活環境の保全に関する条例運用状況調査結果(平成 22 年度実績)

公布日：平成 11 年 12 月 24 日

施行日：平成 12 年 12 月 20 日

(1) 許可、届出等の状況

表 1 指定事業所数、設置許可数等

年度始 指定事業所数 (第 17 条等関連) (A)	年度の増減数					年度末 指定事業所数 (A) + (B) + (C) + (D) - (E) - (F)
	現況 届出数 (第 29 条) (B)	既設 届出数 附則第 6 項 (C)	設置 許可数 (第 17 条) (D)	許可 失効・取消数 (第 27、28 条) (E)	廃止 届出数 (第 26 条) (F)	
2,967	0	0	16	0	16	2,967

表 2 事業開始

事業開始届 (第 21 条)
16

表 3 変更許可数等

変更 許可数 (第 22 条第 1 項)	変更許可 中止届 (第 22 条第 3 項)	変更 事前届 (第 23 条)	計画変更 等命令 (第 23 条)	計画変更 期間短縮 (第 23 条)	変更 事後届 (第 24 条)	承継 (第 25 条)
53	0	26	0	0	137	11

表 4 環境配慮書関係 (第 30 条関係)

環境配慮書	配慮項目別の内訳					
	環境 負荷低減 (付表 1)	化学物質 (付表 2)	自動車 排出ガス (付表 3)	温暖化 物質 (付表 4)	廃棄物 (付表 5)	組織 体制 (付表 6)
43	43	43	8	28	43	39

表 5 環境行動事業所関係

年度始 環境行動 事業所数 (第 32 条等関連) (A)	年度の増減数					年度末 環境行動事業所数 (第 32 条等関連) (A) + (B) - (C) - (D)
	認定 数 (B)	変更 届出数	認定の 失効 (C)	認定の 取消 (D)	手続の 免除	
24	8	25	7	0	0	25

表 6 事故時応急措置等完了報告書 (第 51 条関係)

件数
0

表 7 不飽和ポリエステル樹脂塗布作業数 (第 58 条関係)

件数
0

表 8 大型小売店における夜間小売業関係（第 64 条関係）

件数
1

表 9 開発行為等に関する工事調書（第 66 条関係）

工事調書	(1) 騒音及び振動の防止	(2) 粉じんの発生の防止	(3) 汚水の流出の防止
163	163	163	163

表 10 環境負荷低減行動計画書関係（第 73 条関係）

環境負荷低減 行動計画書届出	行 動 別 取 組			
	事業活動概要 (付表 1)	取組状況 (付表 2)	行動目標 (付表 3)	取組結果報告 (付表 4)
5	3	3	3	2

表 11 土壌関係（第 81 条関係）

資料等調査 結果報告書	土壌調査等 (詳細調査) 結果報告書	汚染土壌等 処理対策 実施計画書	汚染土壌等 処理対策 実施報告書	土壌調査等 (搬出土壌調査) 結果報告書
29	14	35	27	49

表 12 地下水関係（第 89 条関係）

揚水許可数 (附則第 3 項の許可を含む)	揚水届出数 (附則第 7 項の届出を含む)	揚水変更 許可数	揚水変更 届出数	揚水とりや め届出数
1	1	2	11	1

表 13 特定化学物質関係（第 97 条関係）

特定化学物質 管理報告書	(1) 特定化学物質 の管理状況	(2) 特定化学物質 の取扱状況	(3) 特定化学物質 の排出量及び移動量
0	0	0	195

表 14 特定建築物環境計画書関係（第 127 条の 4 関係）

特定建築物 環境計画書届出数 (第 127 条の 4)	特定外建築物 環境計画書届出数 (第 127 条の 8)	特定・特定外建築物 環境計画書届出数 (第 127 条の 4, 8)
41	11	52

特定・特定外建築物 環境計画書変更届出数 (第 127 条の 5)	新築等の取り止め 届出数 (第 127 条の 6)	工事完了 届出等数 (第 127 条の 6)	分譲共同住宅 環境性能表示届出数 (第 127 条の 11, 14)
37	2	33	17

2 指示、勧告、措置命令等

表 15 指示、勧告、措置命令等の総括表

	改善等指示	勧告	措置命令						許可取消	報告徴収	立入検査等
			改善命令	除去命令	撤去命令	停止命令	その他命令	計			
許可関係 (条例第 17 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
環境配慮書関係 (条例第 30 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大気汚染物質規制関係 (条例第 40 条他)	23	0	0	0	0	0	0	0	0	339	105
粉じん規制関係 (条例第 41 条他)	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
悪臭関係 (条例第 43 条他)	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	143
水質関係 (条例第 45 条他)	20	0	0	0	0	0	0	0	0	785	305
騒音・振動関係 (条例第 49 条他)	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93
事故時関係 (条例第 51 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急事態関係 (条例第 52 条他)	0	-	-	0	0	0	0	0	-	0	0
屋外燃焼関係 (条例第 56 条他)	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72
炭化水素系物質施設関係 (条例第 57 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
樹脂塗布作業関係 (条例第 58 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0
飲食店営業騒音関係 (条例第 62 条他)	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
環境負荷低減行動計画関係 (条例第 73 条他)	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0
土壌・地下水関係 (条例第 78 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	54
地盤沈下関係 (条例第 88 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170	10
化学物質関係 (条例第 95 条他)	0	0	0	-	-	-	-	-	-	224	2
自動車関係 (条例第 104 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	158
建築物に係る環境への負荷の低減関係 (条例第 127 条の 4 他)	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	244	0	0	0	0	0	0	0	0	1,544	999

8 環境行動事業所一覧

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 32 条に基づき環境行動事業所として認定した指定事業所

平成 22 年 10 月 1 日現在

	認定事業所名	所在地	初回認定日	最新の認定日	認定の有効期限
1	㈱東芝研究開発センター	幸区小向東芝町1番地	H13.1.22	H21.11.19	H24.9.29
2	日本電気㈱玉川事業場	中原区下沼部1753番地	H13.2.26	H21.10.31	H24.10.30
3	㈱東芝セミコンダクター社マイクロエレクトロニクスセンター	幸区小向東芝町1番地	H13.6.12	H22.8.23	H25.8.7
4	東日本旅客鉄道㈱川崎発電所	川崎区扇町8番3号	H13.7.10	H22.3.7	H25.3.6
5	㈱デイ・シイ川崎工場	川崎区浅野町1番1号	H13.7.13	H21.2.4	H23.11.25
6	富士通㈱川崎工場	中原区上小田中4丁目1番1号	H13.7.25	H21.4.28	H24.3.22
7	日本ポリエチレン㈱川崎工場(千鳥地区)	川崎区千鳥町3番1号	H13.7.27	H22.6.25	H25.6.24
8	旭化成ケミカルズ㈱川崎製造所	川崎区夜光1丁目3番1号	H13.8.30	H21.4.21	H24.4.20
9	JX日鉱日石エネルギー㈱川崎製造所川崎地区	川崎区夜光2丁目3番1号	H13.9.4	H20.5.31	H23.5.30
10	JX日鉱日石エネルギー㈱川崎製造所浮島地区	川崎区浮島町10番10号	H13.9.4	H20.5.31	H23.5.30
11	東燃化学㈱川崎工場	川崎区浮島町7番1号	H13.10.19	H19.10.31	H22.10.16
12	東燃ゼネラル石油㈱川崎工場	川崎区浮島町7番1号	H13.10.19	H19.10.31	H22.10.16
13	富士電機システムズ㈱川崎工場	川崎区田辺新田1番1号	H13.11.16	H22.2.5	H25.1.26
14	旭化成ケミカルズ㈱川崎製造所アクリル樹脂製造部	川崎区浮島町10番9号	H14.1.7	H21.4.21	H24.4.20
15	㈱東芝小向工場	幸区小向東芝町1番地	H14.1.18	H20.10.29	H23.10.28
16	㈱東芝浜川崎工場浮島分工場	川崎区浮島町4番1号	H13.1.19	H22.1.31	H25.1.30
17	東亜石油㈱京浜製油所水江工場	川崎区水江町3番1号	H13.6.1	H20.7.1	H23.6.30
18	キャノン㈱矢向事業所	幸区塚越3丁目451番	H18.2.9	H20.9.16	H23.7.30
19	㈱日本触媒川崎製造所浮島工場	川崎区浮島町10番12号	H18.2.16	H21.6.26	H24.6.25
20	三光ライト工業㈱本社工場	中原区宮内2丁目29番1号	H18.2.27	H20.4.28	H23.1.20
21	㈱日本触媒川崎製造所千鳥工場	川崎区千鳥町14番1号	H18.2.28	H21.6.26	H24.6.25
22	㈱東芝 浜川崎工場	川崎区浮島町2番1号	H13.1.19	H22.1.31	H25.1.30
23	三光ライト工業㈱中原工場	中原区上小田中6-22-10	H20.6.3	H20.6.3	H23.1.20